

平成22年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成22年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年6月定例会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		営繕課		7
		人権局 人権・同和对策課		9
	日野総合事務所		10	
	4 歳入歳出事項別明細書		11	
	5 節の明細		15	
第3号	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について	県民課	16	
第4号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	17	
第5号	鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について	行財政改革局 福利厚生課	20	
第6号	鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	政策法務課 公文書館	22	

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成21年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	営繕課ほか	26
第11号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成22年3月25日専決)	行財政改革局 人事企画課	27
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年3月30日専決)	財政課	30
第14号	長期継続契約の締結状況について	県民課ほか	31

平成22年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	806,924	71,763	878,687
9 国庫支出金	48,039,898	308,540	48,348,438
12 繰入金	19,509,274	1,040,242	20,549,516
13 繰越金	100,000	461,297	561,297
14 諸収入	13,886,389	162,436	14,048,825
15 県債	71,545,000	362,000	71,907,000
歳入合計	334,476,000	2,406,278	336,882,278

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	24,191,792	169,691	24,361,483	5,494		78,465	85,732
3 民生費	42,088,218	396,982	42,485,200	△ 185	157,000	161,506	78,661
4 衛生費	11,661,901	33,187	11,695,088	19,351			13,836
6 農林水産業費	26,323,391	718,373	27,041,764	271,039	148,000	74,763	224,571
7 商工費	12,931,987	643,389	13,575,376			559,570	83,819
8 土木費	48,688,185	134,889	48,823,074	4,500	57,000	106,284	△ 32,895
9 警察費	16,538,235	6,569	16,544,804				6,569
10 教育費	66,505,252	303,198	66,808,450	8,341		293,853	1,004
歳出合計	334,476,000	2,406,278	336,882,278	308,540	362,000	1,274,441	461,297

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 農林水産業費分担金	113,770	43,058	156,828	1 農地費分担金	43,058	土地改良費分担金
計	176,958	43,058	220,016			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
3 農林水産業費負担金	295,656	28,705	324,361	1 農地費負担金	28,705	土地改良費負担金
計	629,966	28,705	658,671			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,433,005	5,494	1,438,499	1 総務管理費補助金	5,494	私立学校振興費補助金
2 民生費国庫補助金	1,133,129	△ 185	1,132,944	1 社会福祉費補助金	△ 3,001	社会福祉総務費補助金 △ 2,611 老人福祉費補助金 △ 722 障がい者自立支援事業費補助金 332
				2 児童福祉費補助金	6,085	児童福祉総務費補助金
				3 生活保護費補助金	△ 3,269	生活保護総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	823,498	19,351	842,849	1 公衆衛生費補助金	5,012	予防費補助金 2,497 精神衛生費補助金 2,515
				3 医薬費補助金	14,339	医務費補助金 1,416 保健師等指導管理費補助金 12,923
5 農林水産業費国庫補助金	6,614,308	271,039	6,885,347	3 農地費補助金	163,137	農地総務費補助金 4,393 土地改良費補助金 158,527 農地調整費補助金 217
				4 林業費補助金	107,902	治山費補助金
6 土木費国庫補助金	15,609,949	4,500	15,614,449	3 河川海岸費補助金	4,500	河川改良費補助金
9 教育費国庫補助金	868,112	2,293	870,405	1 教育総務費補助金	1,007	教育振興費補助金
				6 社会教育費補助金	1,286	社会教育総務費補助金
計	30,045,784	302,492	30,348,276			

3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
7 教育費委託金	52,978	6,048	59,026	1 教育総務費委託金	5,048	教育振興費委託金
				2 社会教育費委託金	1,000	図書館費委託金
計	1,526,503	6,048	1,532,551			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
8 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	782,953	26,058	809,011	1 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	26,058	障がい者自立支援事業費充当
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	4,197,948	17,961	4,215,909	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	17,961	生活保護総務費充当 12,739 社会福祉総務費充当 5,222
13 安心子ども基金繰入金	614,979	8,518	623,497	1 安心子ども基金繰入金	8,518	児童福祉総務費充当
16 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	1,143,735	13,800	1,157,535	1 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	13,800	老人福祉費充当
17 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	101,556	92,130	193,686	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	92,130	老人福祉費充当
23 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	24,324	881,775	906,099	1 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	881,775	財産管理費充当 59,489 中小企業振興費充当 559,570 道路橋りょう維持費充当 32,000 特別支援学校費充当 230,716
計	19,132,627	1,040,242	20,172,869			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰越金	100,000	461,297	561,297	1 前年度繰越金	461,297	
計	100,000	461,297	561,297			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
32 西日本高速道路株式会社受託事業収入	48,000	69,000	117,000	1 西日本高速道路株式会社受託事業収入	69,000	
34 発掘調査受託事業収入	1,111,642	60,000	1,171,642	1 発掘調査受託事業収入	60,000	
計	1,879,322	129,000	2,008,322			

7項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
6 雑 入	1,771,399	33,436	1,804,835	1 雑 入	33,436	
計	2,039,160	33,436	2,072,596			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 民 生 債	144,000	157,000	301,000	1 社 会 福 祉 債	157,000	老人福祉施設費充当
4 農 林 水 産 業 債	2,378,000	148,000	2,526,000	2 農 地 債	65,000	土地改良費充当
				3 林 業 債	83,000	治山費充当
5 普 通 土 木 債	10,788,000	5,000	10,793,000	2 河 川 海 岸 債	5,000	河川改良費充当
9 直 轄 事 業 債	6,342,000	52,000	6,394,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	52,000	直轄道路事業費充当
計	71,545,000	362,000	71,907,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与 費			計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
補正後	長等	2	25,284	8,280 2.71			33,564	5,728	39,292	
	議員	38		109,324 2.74			439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,046	6,564	2,150 2.71			4,163,335	436,341	4,599,676	
	計	7,086	31,848	119,754			4,636,423	471,136	5,107,559	
補正前	長等	2	25,284	8,280 2.71			33,564	5,728	39,292	
	議員	38		109,324 2.74			439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,046	6,564	2,150 2.71			4,164,518	436,341	4,600,859	
	計	7,086	31,848	119,754			4,637,606	471,136	5,108,742	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職						△ 1,183		△ 1,183	
	計						△ 1,183		△ 1,183	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
営繕課	1,174,181	59,489	1,233,670			59,489		
人権局 人権・同和対策課	556,161	593	556,754			593		
<地方機関計上予算>								
日野総合事務所	45,460	△ 1,603	43,857				△ 1,603	
合計	83,852,353	58,479	83,910,832			60,082	△ 1,603	
<p><説明> 県庁北側緑地駐車場整備事業(59,489千円)、県立人権ひろば21基金造成補助事業(593千円)の実施及び鳥取県日野郡民行政参画推進会議運営費(△1,603千円)の会議開催回数の減に伴う補正。</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

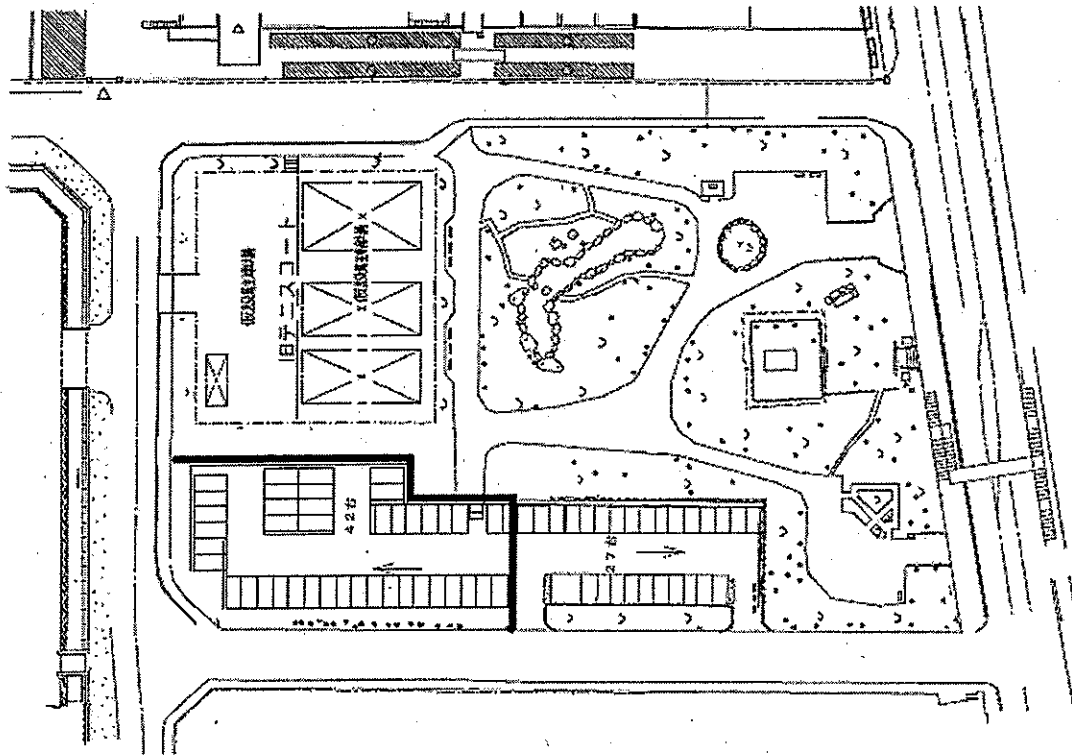
1項 総務管理費

営繕課(内線:7010)

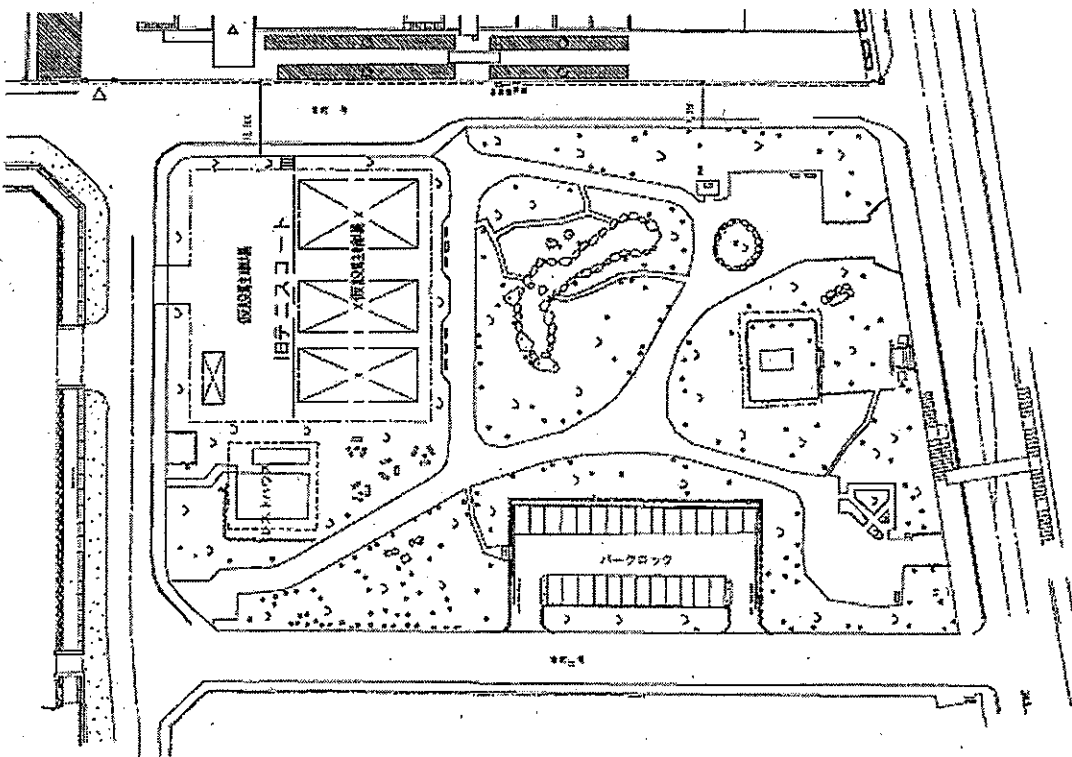
7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
(新) 県庁北側緑地駐車場 整備事業	0	59,489	59,489			59,489		
トータルコスト	0	60,296	60,296	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	県庁北側緑地駐車場整備に係る実施設計及び整備工事				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>県庁周辺の駐車場が不足し、県庁及び周辺施設を訪れる県民等にとって不便な状況にある。この問題の解消を図るため、老朽化し使用されていない旧レストハウスを解体し、その跡地を含め駐車場を拡張することにより、駐車場不足解消の一助とする。</p>								
<p>2 事業内容</p> <p>県庁北側緑地の駐車場化について賛否、整備案についてパブリックコメントを行ったところ、結果は両者に分かれたが、最小限なら実施しても良いを含めると、実施容認が多数を占めた。この結果を踏まえ、現在の緑地の主要部分を残すことと、駐車場周囲への植栽により付近環境への影響を最小限とした整備を行う。</p> <p>(1) 拡張範囲 別添図面参照(緑地面積10%強の減)</p> <p>(2) 駐車場台数 69台(+42台) 現状27台</p> <p>(3) 所要経費 59,489千円</p> <p>ア 設計委託料 3,550千円</p> <p>イ 解体工事費 5,259千円</p> <p>ウ 植栽工事費 1,050千円</p> <p>エ 駐車場工事 49,630千円</p>								
<p>3 今後のスケジュール</p> <p>(1) 設計 平成22年 7月～平成22年10月</p> <p>(2) 解体工事 平成22年 8月～平成22年10月</p> <p>(3) 駐車場工事 平成22年11月～平成23年 3月</p> <p>(4) 供用開始 平成23年 4月を予定</p> <p>但し工事に伴い文化財(地下遺構)が出た場合には調査が必要になり遅延する。</p>								
<p>4 これまでの取組状況</p> <p>(1) 鳥取市との協議</p> <p>平成19年度より鳥取市との意見交換会を開催し、その協議の1項目として久松公園周辺駐車場問題について意見交換した。その結果、次の成果があった。</p> <p>ア お堀端車道に駐車スペース設置</p> <p>イ 周辺公共施設駐車場の開放(休日)</p> <p>ウ 鳥取市営片原駐車場の再整備</p> <p>エ 県立博物館の駐車場増設</p> <p>(2) パブリックコメント及び電子アンケート調査の実施</p> <p>平成22年1月及び2月</p>								



拡張工事	平成23年4月 供用開始
駐車台数	69台(+42台)



駐車台数	27台
------	-----

現況配置図

平成22年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7121)

1 目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
(新) 県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	593	593			593		
トータルコスト	0	593	593	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金の支払い事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 目的・経緯

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納して頂き、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしているところである。

平成21年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の2分の1を、指定管理者に基金造成補助金として交付するものである。

2 事業内容

区分	金額	主な内容
平成21年度管理委託料余剰額 (A)	1,239千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	53千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = ((A) - (B)) × 1/2	593千円	(参考) 平成21年度管理委託料契約額 10,775千円

交付先：社団法人鳥取県人権文化センター（県立人権ひろば21の指名指定管理者）

基金を充当する事業：

- (1) 人権や啓発手法等についての研究や情報収集等を行う調査研究事業
- (2) 人権啓発推進講座、ワークショップ講座及び人権ひろば21において行う人権学習会等の研修事業
- (3) 啓発パネル、啓発冊子作成及び人権ひろば21人権ライブラリーの運営等の啓発・情報提供事業

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-2083）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県日野郡民行政 参画推進会議運営費	3,465	△1,603	1,862				△1,603	
トータルコスト	9,919	△1,603	8,316	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	-				
工程表の政策目標（指標）	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年7月9日条例第54号）の一部改正に伴い、会議開催数が6回から1回になることによる委員報酬等の減額補正。</p>								

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	446,351	△ 1,183	445,168	181,070	△ 1,183	179,887	149,767	△ 1,183	148,584
2 給 料	2,982,040		2,982,040	1,738,506		1,738,506	1,373,495		1,373,495
3 職員手当等	5,331,811		5,331,811	4,701,689		4,701,689	4,521,601		4,521,601
4 共 済 費	1,150,761		1,150,761	668,680		668,680	529,706		529,706
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	37,480		37,480	37,480		37,480	37,480		37,480
7 賃 金	32,398		32,398	23,939		23,939	23,797		23,797
8 報 償 費	194,123	412	194,535	149,056		149,056	18,723		18,723
9 旅 費	254,615	164	254,779	102,793	△ 70	102,723	94,955	△ 70	94,885
費用弁償	28,728	△ 70	28,658	3,502	△ 70	3,432	3,309	△ 70	3,239
普通旅費	172,798		172,798	90,702		90,702	83,262		83,262
特別旅費	53,089	234	53,323	8,589		8,589	8,384		8,384
10 交 際 費	4,500		4,500	2,900		2,900	2,900		2,900
11 需 用 費	499,396		499,396	199,347		199,347	187,504		187,504
12 役 務 費	530,829		530,829	160,969		160,969	129,154		129,154
13 委 託 料	2,653,680	36,288	2,689,968	514,583	3,200	517,783	409,391	3,200	412,591
14 使用料及び賃借料	625,489	1,575	627,064	153,856		153,856	137,467		137,467
15 工事請負費	1,367,377	55,939	1,423,316	1,115,140	55,939	1,171,079	1,115,140	55,939	1,171,079
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	12,804		12,804	4,509		4,509	4,409		4,409
19 負担金、補助及び交付金	7,213,061	76,496	7,289,557	1,098,095		1,098,095	116,411		116,411
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	6,455		6,455	6,455		6,455	6,455		6,455
23 償還金、利子及び割引料	205,110		205,110	35,000		35,000	35,000		35,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	642,746		642,746	235,828		235,828	235,828		235,828
26 寄 付 金									
27 公 課 費	266		266						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,191,792	169,691	24,361,483	11,130,395	57,886	11,188,281	9,129,683	57,886	9,187,569
財 源									
国庫支出金	2,286,107	5,494	2,291,601	508,754		508,754	508,754		508,754
地方債	385,000		385,000	385,000		385,000	385,000		385,000
その他	1,370,918	78,465	1,449,383	473,143	59,489	532,632	470,126	59,489	529,615
一般財源	20,149,767	85,732	20,235,499	9,763,498	△ 1,603	9,761,895	7,765,803	△ 1,603	7,764,200

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費						3款 民生費		
	うち総務部						補正前	補正額	補正後
	1項 総務管理費								
	7目 財産管理費			15目 総合事務所費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	4,365		4,365	45,358	△ 1,183	44,175	379,101		379,101
2 給 料							1,655,720		1,655,720
3 職員手当等							893,994		893,994
4 共 済 費	602		602	6,243		6,243	641,894		641,894
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金							457		457
8 報 償 費	659		659	36		36	87,509	468	87,977
9 旅 費	3,727		3,727	4,497	△ 70	4,427	72,728	636	73,364
費用弁償	20		20	84	△ 70	14	10,533		10,533
普通旅費	3,434		3,434	4,408		4,408	41,138		41,138
特別旅費	273		273	5		5	21,057	636	21,693
10 交 際 費									
11 需 用 費	21,559		21,559	59,138		59,138	196,944	2	196,946
12 役 務 費	24,408		24,408	20,176		20,176	103,765	239	104,004
13 委 託 料	107,374	3,550	110,924	118,856	△ 350	118,506	2,364,930	8,682	2,373,612
14 使用料及び賃借料	35,177		35,177	20,358		20,358	90,456	△ 2	90,454
15 工事請負費	1,115,140	55,939	1,171,079						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	139		139	559		559	6,534	5,511	12,045
19 負担金、補助及び交付金	49,437		49,437	542		542	29,862,455	381,446	30,243,901
20 扶 助 費							5,381,007		5,381,007
21 貸 付 金							88,470		88,470
22 補償、補填及び賠償金				252		252			
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							257,400		257,400
26 寄 付 金							2,160		2,160
27 公 課 費							115		115
28 繰 出 金							2,579		2,579
予 備 費									
計	1,362,587	59,489	1,422,076	276,015	△ 1,603	274,412	42,088,218	396,982	42,485,200
財 国庫支出金	508,575		508,575				4,424,125	△ 185	4,423,940
源 地 方 債	385,000		385,000				144,000	157,000	301,000
内 そ の 他	148,670	59,489	208,159	912		912	5,468,653	161,506	5,630,159
訳 一 般 財 源	320,342		320,342	275,103	△ 1,603	273,500	32,051,440	78,661	32,130,101

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
	うち総務部								
	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費			1目 社会福祉総務費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	8,505		8,505	8,505		8,505	8,505		8,505
2 給 料	45,156		45,156	45,156		45,156	45,156		45,156
3 職員手当等	21,972		21,972	21,972		21,972	21,972		21,972
4 共 済 費	17,776		17,776	17,776		17,776	17,776		17,776
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費	5,976		5,976	5,976		5,976	5,976		5,976
9 旅 費	5,492		5,492	5,492		5,492	5,492		5,492
費用弁償	826		826	826		826	826		826
普通旅費	2,422		2,422	2,422		2,422	2,422		2,422
特別旅費	2,244		2,244	2,244		2,244	2,244		2,244
10 交 際 費									
11 需 用 費	5,849		5,849	5,849		5,849	5,849		5,849
12 役 務 費	6,209		6,209	6,209		6,209	6,209		6,209
13 委 託 料	36,853		36,853	36,853		36,853	36,853		36,853
14 使用料及び賃借料	2,662		2,662	2,662		2,662	2,662		2,662
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費									
19 負担金、補助及び交付金	399,711	593	400,304	399,711	593	400,304	399,711	593	400,304
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	556,161	593	556,754	556,161	593	556,754	556,161	593	556,754
財 源									
国庫支出金	270,189		270,189	270,189		270,189	270,189		270,189
地方債									
その他	46	593	639	46	593	639	46	593	639
一般財源	285,926		285,926	285,926		285,926	285,926		285,926

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	189,575	△ 1,183	188,392	
2 給 料	1,783,662		1,783,662	
3 職員手当等	4,723,661		4,723,661	
4 共 済 費	686,456		686,456	
5 災 害 補 償 費	500		500	
6 恩給及び退職年金	37,480		37,480	
7 賞 金	23,939		23,939	
8 報 償 費	155,032		155,032	
9 旅 費	108,285	△ 70	108,215	
費用弁償	4,328	△ 70	4,258	
普通旅費	93,124		93,124	
特別旅費	10,833		10,833	
10 交 際 費	2,900		2,900	
11 需 用 費	205,196		205,196	
12 役 務 費	167,178		167,178	
13 委 託 料	551,436	3,200	554,636	
14 使用料及び賃借料	156,518		156,518	
15 工事請負費	1,115,140	55,939	1,171,079	
16 原 材 料 費				
17 公有財産購入費				
18 備 品 購 入 費	4,509		4,509	
19 負担金、補助及び交付金	7,880,041	593	7,880,634	
20 扶 助 費				
21 貸 付 金				
22 補償、補填及び賠償金	6,455		6,455	
23 償還金、利子及び割引料	5,790,101		5,790,101	
24 投資及び出資金				
25 積 立 金	235,828		235,828	
26 寄 付 金				
27 公 課 費				
28 繰 出 金	59,878,461		59,878,461	
予 備 費	150,000		150,000	
計	83,852,353	58,479	83,910,832	
財 源 内 訳	国庫支出金	778,943		778,943
	地方債	385,000		385,000
	その他	4,588,842	60,082	4,648,924
	一般財源	78,099,568	△ 1,603	78,097,965

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	県立人権ひろば21基金造成事業補助金
	593

条 例 名 等	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>平成14年7月に日野郡民行政参画推進会議を設置し7年を経ているが、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく協議会の日野地区における設置(平成20年12月)、県と日野郡3町との事務の連携及び共同化の体制の整備(平成22年4月に設置合意、同7月設置予定)並びにこれらを含めた県及び日野郡内の公聴機能の充実(平成17年以降3町のまちづくり協議会等の設置)により、日野郡における諸課題に関する住民の意見を地域の施策に反映する他の仕組みが定着しつつある現状にかんがみ、日野郡民行政参画推進会議の設置期限を平成22年7月8日までとする。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 条例の失効期限を平成22年7月8日(現行 平成28年3月31日)とする。</p> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>3 条例の一部改正の内容</p> <p>鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例</p> <p>鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、<u>平成22年7月8日</u>限り、 その効力を失う。 </td> <td style="padding: 5px;"> 附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、 その効力を失う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	改正後	改正前	附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成22年7月8日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。
改正後	改正前				
附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成22年7月8日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 1 及び 2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。				

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、育児休業の終了後3月以上の期間の経過により再度の育児休業をすることができることとする等の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 育児休業の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児休業の終了後3月以上の期間が経過した後、再度の育児休業をすることができることとする。 (2) 育児短時間勤務の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児短時間勤務の終了後3月以上の期間が経過した後、最初の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、再度の育児短時間勤務をすることができることとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中改正文の第2段落を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

第1条中職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第3条及び第11条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこと</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこと</p>

により当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

により当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 互助会は、県の職員の相互扶助を基本として運営されるべきものであることにかんがみ、その運営形態を見直し、互助会へのすべての補助金を廃止したことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)補助金等互助会の収入について定めた規定を削る。 (2)施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改正後	改正前
<p>(監督) 第4条 略</p> <p>(互助会職員の取扱い) 第5条 略</p> <p>(委任) 第6条 略</p>	<p>(掛金及び補助金) 第4条 <u>互助会の事業は、職員の掛金、県の補助金その他の収入によって運営する。</u></p> <p>2 <u>県は、互助会に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。</u></p> <p>(監督) 第5条 略</p> <p>(互助会職員の取扱い) 第6条 略</p> <p>(委任) 第7条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

公文書館が保存・管理する歴史的資料として重要な公文書等については、従来（平成21年度まで）完結後40年を経過したものを一般利用に供してきたが、これを国や他の自治体で主流の完結後30年経過後とすること等に伴い、一般利用に供することができる公文書等の範囲を定める等所要の改正を行う。

2 概要

(1) 公文書等は、**一定のもの**を除き、一般の利用に供することを条例に明記。

(2) 例外的に一般利用が制限される**一定のもの**として次の4分類を規定。

ア 完結後30年を経過していないもの

イ 完結後30年を経過していても、個人情報保護等の観点から一般の利用に供することが適当でないと判断される情報が記録されているもの

*利用制限の対象となる情報については、公文書等の引継の前後を通じて整合性を保つことが望ましいため、基本的に鳥取県情報公開条例の非開示規定を引用。ただし、一定の時の経過により情報を秘密にするよりも公にする方が公共の利益にかなうとの考え等から、その一部を利用制限の対象から除外。
→①政策形成過程の審議・協議情報 ②契約・交渉等事務・事業遂行に関する情報で一定のもの ③学力テストの10人以下学級集計結果 ④政務調査費の証拠書類

ウ 一定の期間公にしないこと等を条件に寄贈、寄託を受けたもの

エ 一般利用により当該原本が破損、汚損のおそれがある場合

(3) その他所要の規定の整備を行う。

公文書館で保存・管理する公文書の取扱い区分（上記（2）ア、イ関係）

区分	完結後30年未経過の公文書 (公文書館条例の一般利用の対象外)	完結後30年経過した公文書 (公文書館条例による一般利用の対象)
個人情報等に非該当	○公開の対象だが、一般利用には供さない (情報公開条例による開示請求の対象)	○一般利用に供する (情報公開条例による開示請求の対象外)
個人情報等に該当	○非開示 (情報公開条例による開示請求の対象だが非開示とされる) 条例第9条第2項第1～8号 ①法令制限 ②個人情報 ③法人情報 ④公共の安全 ⑤審議・協議 ⑥事務・事業 ⑦学力テスト ⑧政務調査費	○一般利用に供さない 情報公開条例の規定に準じて一般利用に供すべきかどうか判断。→この判断により一般利用の対象とならないものは、情報公開条例により開示請求の対象となり、情報公開条例により開示・非開示が判断される。 (情報公開条例と同様の取扱い) ・法令制限 ・個人情報 ・法人情報 ・公共の安全 ・事務・事業のうち一定のもの

3 施行期日

公布の日

(参考)

国においても、昨年成立した「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）」第16条で、国立公文書館長等はその保存する特定歴史公文書等について個人情報等一定の情報が記録されている場合を除いては、これを利用させなければならない旨が明記された。

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 <u>公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 <u>公文書館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、公文書館のうち県政資料の展示の用に供する区画については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合について準用する。</u></p> <p>(公文書等の利用)</p> <p>第6条 <u>公文書等は、次条に掲げる場合を除き、一般の利用に供するものとする。</u></p> <p>2 <u>公文書等の利用は、閲覧、視聴、写しの交付その</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p>

他当該公文書等の種別を勘案して規則で定める方法により行う。

(公文書等の利用の制限)

第7条 館長は、次に掲げる場合は、当該公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

(1) 当該公文書等（広報資料、統計資料、計画書、調査報告書その他の情報提供を目的とする資料を除く。以下この号及び次号において同じ。）が完結日（当該公文書等に係る事務の処理が終了した日をいう。次号において同じ。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。

(2) 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。

ア 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第2号、第3号又は第6号（同号ア又はオに該当するものに限る。）に掲げる情報

イ 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報

2 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人その他の団体から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、当該条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限するものとする。

3 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館において、当該公文書等の保存又は利用の開始のために必要な措置が行われている場合を含む。）は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができる。

4 館長は、第1項第2号に掲げる場合又は第2項に該当する場合であっても、第1項第2号に掲げる情

報又は第2項の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させるものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第8条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(費用負担)

第9条 第6条第2項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(規則への委任)

第10条 略

(規則への委任)

第4条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成21年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

(総務部)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入特定財源					
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債		
2. 総務費	1 総務管理費	人事情報管理費	4,269,000	4,269,000							
		活用事務耐震費	237,146,000	20,159,000							
		総務事務所事業費	335,430,000	207,322,550						32,700,596	
		補強事業費	23,587,000	10,274,000						6,774,000	
		果有施設営繕事業費	47,435,000	17,500,000							
		営繕工事設計監督費	169,925,000	107,907,000	72,893,258						
		県有施設の施設管理マネジメント	19,170,000	19,170,000						12,770,000	
		公有財産対策費	37,307,000	37,307,000						24,807,000	
		利活用対策費	10,403,000	4,935,000							
		八頭総合事務所交換機更新事業費	884,672,000	428,843,550	72,893,258	278,898,696				77,051,596	
		西部総合事務所改修事業費									
		中部総合事務所バリアフリー化事業費									
	計										

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成22年3月25日専決)</p>					
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 職員の退職手当に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成22年3月25日専決処分したので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当に関する規定中、同法から引用する条項等を改めるもの。</p> <p>(参考) (1) 雇用保険法改正概要（職員の退職手当に関する条例関係部分抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>季節的に雇用されるものうち次のいずれにも該当しない者</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>4箇月以内の期間を定めて雇用される者</u></p> <p>(2) <u>1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者</u></p> <p>(就業促進手当) 第56条の3 (略)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>季節的に雇用される者</u>（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) <u>短期の雇用</u>（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者</p> <p>(就業促進手当) 第56条の2 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 失業者の退職手当 職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が、その者を雇用保険法の被保険者等とみなしたならば支給されることとなる手当額に相当する額に満たず、かつ、退職後失業しているときに、その差額を退職手当として支給するもの。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>		改正後	改正前	<p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>季節的に雇用されるものうち次のいずれにも該当しない者</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>4箇月以内の期間を定めて雇用される者</u></p> <p>(2) <u>1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者</u></p> <p>(就業促進手当) 第56条の3 (略)</p>	<p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>季節的に雇用される者</u>（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) <u>短期の雇用</u>（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者</p> <p>(就業促進手当) 第56条の2 (略)</p>
改正後	改正前					
<p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>季節的に雇用されるものうち次のいずれにも該当しない者</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>4箇月以内の期間を定めて雇用される者</u></p> <p>(2) <u>1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者</u></p> <p>(就業促進手当) 第56条の3 (略)</p>	<p>(短期雇用特例被保険者) 第38条 被保険者であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>（第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。</p> <p>(1) <u>季節的に雇用される者</u>（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) <u>短期の雇用</u>（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者</p> <p>(就業促進手当) 第56条の2 (略)</p>					

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9及び10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>12及び13 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9及び10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>12及び13 略</p>

<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15～17 略</p>	<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15～17 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

区分	議会の委任による専決処分の報告について (5)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年3月30日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年3月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金61,135円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生日 平成22年3月4日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市薬師町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため、駐車場内に駐車中の軽乗用自動車に乗車しようとして運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手所有の普通乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

〔新規契約〕

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部県民課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	166,320	平成22年4月1日 ～平成26年3月31日	鳥取県総務部県民課
2	総務部税務課	物品 保守	サーバー	1式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	49,140	平成22年2月1日 ～平成23年1月31日	株式会社鳥取県情報センター
3	東京本部	物品 保守	複合機	1台	東京都港区六本木3丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社 公共第二営業部	月当たり賃貸料 12,075円 及び使用1枚当たり 1.40円	平成22年4月1日 ～平成25年3月31日	鳥取県東京本部
4	総務部行財政改革局 職員人材開発センター	物品 保守	自動給茶機	1台	広島県広島市中区鞆町10番12号 三菱電機クレジット株式会社 中国支店	627,480	平成22年4月1日 ～平成28年3月31日	鳥取県総務部行財政改革局 職員人材開発センター
5	総務部行財政改革局 職員人材開発センター	物品 保守	複写機用大量給紙トレイ	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	152,250	平成22年4月1日 ～平成24年4月30日	鳥取県総務部行財政改革局 職員人材開発センター
6	公文書館	物品 保守	デスクトップパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	493,920	平成22年4月1日 ～平成26年3月31日	鳥取県立公文書館
7	公文書館	物品 保守	シュレッダー	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	176,528	平成22年5月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県立公文書館
8	八頭総合事務所	物品	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	23,919	平成22年3月1日 ～平成23年2月28日	鳥取県八頭総合事務所県民局
9	日野総合事務所	物品 保守	プリンター	1台	米子市西三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	267,720	平成22年3月1日 ～平成27年2月28日	鳥取県日野総合事務所県民局